

第25節 公共施設・文化財施設の災害応急対策計画

公共施設・文化財施設の災害応急対策計画

都市整備班 教育班
福祉班

【基本方針】

都市の生活基盤をなす公共施設は、災害において被災した場合、都市機能や、住民の生活、社会活動等に極めて大きい影響を及ぼす。そのため、各施設の管理者は、相互に連携を図り、迅速な応急対策措置を講ずるものとする。

1. 公共施設等の範囲

- 1) 社会福祉施設、児童福祉施設
- 2) 学校教育施設、社会教育施設
- 3) 公営住宅
- 4) 道路、河川、橋梁及び公園等の公共土木施設
- 5) 文化財施設

2. 応急対策

(1) 施設被害の把握、復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

(2) 緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

(3) 住民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

(4) 応援要請

対策要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、災害対策本部で情報を総括し関係機関へ応援要請を行う。

3. 災害対策本部との連絡及び災害現場における指揮

- 1) 災害現場に従事する者は無線等を携帯し、災害対策本部との連絡を密にする。
- 2) 災害対策本部長の指揮のもと、災害現場は関係機関の応援部隊と連携する。

現場指揮者は次の任務を遂行する。

- ア. 応急対策要員の掌握と指揮
- イ. 被災状況の把握

- ウ. 応急内容と方法の判断と実施
- エ. 災害対策本部との適切な連絡

4. 応急措置の内容

<p>《施設管理者の応急対策活動の基本》</p> <table border="1"><tr><td><ul style="list-style-type: none">a. 避難等による人命や身体的安全確保b. 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）c. 文化財の搬出（文化財施設のみ）</td></tr></table>	<ul style="list-style-type: none">a. 避難等による人命や身体的安全確保b. 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）c. 文化財の搬出（文化財施設のみ）
<ul style="list-style-type: none">a. 避難等による人命や身体的安全確保b. 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）c. 文化財の搬出（文化財施設のみ）	

5. 避難対策

福祉施設や学校等における避難は、本編第2章第4節「避難計画」に基づき対策を行う。

6. 文化財応急対策

- 1) 文化財が災害をうけたときは、所有者(管理責任者)は被災状況を調査し、その内容を教育委員会に報告する。
- 2) 所有者(管理責任者)は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡調整し応急措置を講ずる。